

配合飼料価格高騰緊急特別対策事業事務処理要領

令和4年9月30日付4畜産第1480号農林水産省畜産局長通知の、「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業（以下「本事業」という。）」の実施に当たって、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（以下「基金」という。）が行う業務は、この要領の定めるところにより行うものとする。

ただし、この要領により難しい場合は、別に基金が定めるところによる。

第1章 事業の内容

1. 特別交付金の交付

生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営者に対して、配合飼料価格安定制度（以下「基金制度」という。）に基づく補てん金とは別に、令和4年度第3四半期の配合飼料の購入に係る補てん金（以下「特別交付金」という。）を交付すること。

2. 事業の推進指導

前項の業務に必要となる事務及び、円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等

第2章 実施体制

1. 業務の実施体制

基金の業務方法書が規定する価格差補てん契約（以下「基金契約」という。）の締結及び、価格差補てん金の交付に準じる方法で、基金・全農・2号会員（県経済連・県農協）・単協・指定飼料会社が、この要領に規定した手続きにより実施する。

2. 業務の委託

- (1) 基金は、全農と別紙様式（1）（基金-全農）「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委託契約」を締結し、第1章の業務の一部を委託する。
- (2) 全農は、特定加入単協（全農と直接基金契約を締結している単協）が、全農の会員でない場合は、当該単協と別紙様式（1）（全農～単協）「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委託契約」を締結し、基金から委託された業務の一部を再委託する。
- (3) 2号会員は、加入単協（2号会員と直接基金契約を締結している単協）が、2号会員または全農の会員でない場合は、当該加入単協と別紙様式（1）（全農～単協）「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委託契約」を締結し、基金から全農が委託された業務の一部を再委託する。
- (4) (1) から (3) に基づく委託費の支払いについては、本事業の実施期間終了後、業務の実施に要した額の実費により精算する。

第3章 特別交付金の交付手続き

1. 事業の参加要件

- (1) 本事業に参加できる畜産経営者（以下「畜産経営者」という。）は、令和4年度第3四半期において、基金契約を締結していなければならない。
- (2) 畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るため、別表1「畜産農家が生産コストの削減・飼料自給率の向上に向け取り組むメニュー」に掲げる取組のうち、「Ⅰ. 畜種共通」及び「Ⅱ. 畜種別」から1つ、「Ⅲ. 配合飼料の使用量の低減」から1つ、計2つを選択し、取り組まなければならない。
- (3) それぞれの取組は令和5年度までに取り組まなければならない。
- (4) 当該取組については、本事業に参加する畜産経営者におけるこれまでの取組の継続についても対象とする。この場合、畜産経営者は、令和5年度まで当該取組を継続しなければならない。
- (5) 畜産経営者が(2)の取組を実施したことを証する書類は、当該経営者において令和9年度末まで保管する。

2. 事業参加申込書及び取組計画の提出

(1) 事業の推進指導

畜産経営者との基金契約の締結先である単協、2号会員、全農（以下「単協等」という。）は、令和5年1月13日までに、令和4年度第3四半期の基金契約対象者である畜産経営者に、この事業を説明する。

- (2) 単協等は令和5年1月17日までに、原則として(1)の畜産経営者全員から、別紙様式第1号「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業参加申込書兼補填金交付申請書（以下「事業参加申込書」という。）及び、別紙様式第1号の別紙「生産コストの削減及び飼料自給率向上のための取組計画」（以下「取組計画」という。）を入手する。
- (3) 全農は指定飼料会社に、(1)(2)の業務の代行を依頼することができる。

3. 購入数量の入力

- (1) 単協等及び指定飼料会社は、令和5年1月25日までに、畜産経営者毎の令和4年度第3四半期の基金制度の対象となる配合飼料の購入数量を、基金制度の補てん金交付事務のための電子事務処理システム（以下「安定基金システム」という。）に入力する。
- (2) この作業は、令和4年度第3四半期の補てん金の交付に係る出荷実績の入力作業を兼ねる為、重複して作業を行う必要はない。
- (3) 令和4年度第3四半期の基金加入者であっても、第2項の事業参加要件を満たしていない畜産経営者や、令和4年度末までに廃業し、令和5年度は畜産経営を行わない予定の畜産経営者は交付対象とならないので、非交付対象者がある場合は、単協・2号会員及び指定飼料会社は1月19日までに全農に、別紙様式(2)「特別交付金非対象者リスト」により報告する。

ただし令和4年12月20日までに、第4四半期の数量変更を全農に申請している者は、全農が把握しているので、重複して報告する必要はない。

4. 特別交付金の交付申請及び請求

- (1) 基金は令和4年12月27日までに、特別交付金の交付申請書を公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「飼料機構」という。）に提出する。
- (2) 全農は令和5年1月26日までに、第3項(1)の単協等及び指定飼料会社の入力結果に基づき、別紙様式第4号の1（全農→基金）「特別対策交付金支払請求書」により、基金に特別交付金の支払請求を行う。
- (3) 交付金額の算定

ア. (1)の交付金額は、加入生産者別に当該四半期の契約数量と購入数量を比較し、い

ずれか低い数値にトン当たり6,750円を乗じて算出する。

イ. 端数は加入生産者ごとに円未満切り捨てとする。

(3) 基金は令和5年1月27日までに、全農の申請に基づき、飼料機構に特別交付金の支払請求を行う。

5. 特別交付金の交付

(1) 基金は、飼料機構から特別交付金を受領した日に、全農に同額を交付する。

(2) 全農・2号会員・単協は、特別交付金を受領後、各々の基金契約の締結先に対して、次の期日において、基金制度による補てん金の交付日と別の日に、特別交付金を交付する。

ア. 全農：基金から受領後即日または翌日

イ. 2号会員：全農から受領後5日以内

ウ. 単協：全農又は2号会員から受領後7日以内

(3) 特別交付金は最終的に全額を畜産経営者に交付し、各段階に滞留させてはならない。

(4) 交付に関する留意点

ア. 現金または預金口座振込により交付する。

イ. 単協等は、別紙様式(3)「配合飼料価格差補てん金及び特別交付金交付通知書」を安定基金システムで出力し、特別交付金の交付先に送付する。なおこの交付通知書は、基金の補てん金交付通知書を兼ねる。

ウ. 交付金は飼料代金と相殺したり、補てん積立金と相殺してはならない。

エ. 現金で交付した場合は領収証を徴収する。

6. 購入数量入力における過小報告、過大報告の処理

(1) 単協等及び指定飼料会社は、第3項(1)の購入数量の入力の過小報告に気づいたとき、令和5年2月22日までに、別紙様式(4)「出荷報告修正届」を安定基金システムで出力し、必要事項を記載の上、2号会員等を通じて全農に報告し、全農は基金に令和5年2月27日までに別紙様式第4号の1(全農→基金)「特別交付金支払請求書」により申請し、基金は飼料機構に令和5年2月28日までに申請する。

(2) 追加交付の対象者は、令和5年1月20日までに第2項の申請を行った畜産経営者に限る。また、令和5年3月1日以降の申請は、受け付けない。

(3) 基金は、飼料機構から追加の特別交付金を受領した日に、全農に同額を交付し、全農・2号会員・単協は、段階別に下表に基づき交付する。

	追加交付期限
① 基金 ～全農	飼料機構が基金に交付した日
② 全農 ～2号会員	基金が全農に交付した日
③ 2号会員 ～単協 (全農～特定加入単協)	令和5年3月22日
④ 単協～畜産経営者 (全農～特定加入生産者) (2号会員 ～加入生産者)	〃 3月末日

この場合、基金制度における追加補てんと同日に交付することができるが、同制度に係る補てん金と別に分けて交付する。

(4) 単協等及び指定飼料会社は、第3項の購入数量入力の過大報告に気づき、返還の必要が生じたとき、別紙様式(4)「出荷報告修正届」を安定基金システムで出力し、必要事項を記載の上、2号会員等を通じて全農に購入数量の減数修正を報告し、畜産経営者から修

正数量に応じた金額の返還を受け、単協等を通じて全農に返還する。

- (5) 全農は基金に、別紙様式第4号の1（全農→基金）「特別交付金支払請求書」により報告・返還し、基金はこれを受けて飼料機構に報告・返還する。

第4章 取組の実施状況の報告

1. 取組の実施状況の報告

- (1) 単協等及び指定飼料会社は令和6年4月末までに、特別交付金の交付を受けた畜産経営者から、別紙様式第6号「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業取組実績報告書」により、第3章第1項(2)の取組の実施状況等の報告を受ける。
- (2) 単協等及び指定飼料会社は、(1)の結果を別紙様式第7号（単協～全農）「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における生産コストの削減及び飼料自給率の向上のための取組集計表」に入力する。
- (3) 全農は別紙様式第7号（全農→基金）「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における生産コストの削減及び飼料自給率の向上のための取組集計表」により基金に報告し、基金は飼料機構に報告する。
- (4) 各段階ごとの提出期限は下表のとおりとする。

	1回目集約	最終集約
①畜産経営者～単協 (畜産経営者～2号会員) (畜産経営者～指定飼料会社)	令和5年6月末日	令和6年4月末日
②単協～2号会員 (特定加入単協～指定飼料会社)	〃 7月末日	〃 5月末日
③2号会員～全農 (指定飼料会社～全農)	〃 8月末日	〃 6月末日
④全農～基金	〃 9月25日	〃 7月25日
⑤基金～飼料機構	〃 9月28日	〃 7月28日

2. 留意事項

- (1) 単協等及び指定飼料会社は、畜産経営者の報告の結果、又は取組が不十分と認めた場合は、当該畜産経営者に対して、必要な指導を行うことができるとともに、改善措置の報告を求めることができる。
- (2) 特別交付金の交付を受けた畜産経営者は、次のアからウのいずれかに該当する場合には、特別交付金を単協等を通じて基金に返還し、基金は飼料機構に返還する。
- ア 令和5年度までに別紙様式第1号「事業参加申込書」の第3の「生産コストの削減・飼料自給率の向上の為の取組 確認表」で選択した取組を中止した場合（ただし、取組を変更する場合又は廃業や被災等によるものであって、基金がやむを得ない事情によるものであると認めた場合はこの限りでない。）

- イ 令和5年度まで実施した別表1の取組が2つに満たない場合
- ウ 虚偽の報告等により特別交付金を不正に受けた場合

第5章 経費の補助

1. 補助金の申請

- (1) 全農は、単協等が第1章第2項の業務を実施する為に要する経費について、別表2の2「事業の推進指導」に掲げる補助対象経費及び補助額並びに別表3の2「事業の推進指導」に掲げる内容により、別紙様式第2号（全農→基金）「特別対策事業補助金交付申請書」の「事業推進指導費の欄」に記載し、令和4年12月26日までに基金に申請する。
- (2) 基金は全農の申請に基づき、令和4年12月27日までに飼料機構に申請する。
- (3) 当該経費は、第2章第2項の委託契約・再委託契約が締結された日及び、飼料機構が基金の申請した事業に要する経費を承認した日の、いずれか遅い日以降を補助の対象とする。
- (4) 基金は、飼料機構から補助金の交付決定通知を受けた時、速やかに全農に通知し、全農は2号会員・特定加入単協に通知、2号会員は単協に通知する。
- (5) 全農は、補助金の交付決定のあった後において、交付対象事業の計画を変更し、又は計画変更に伴う追加交付を受けようとする場合には、あらかじめ、別紙様式第3号（全農→基金）「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付変更承認申請書」を基金に提出し、基金はその内容を審査の上、飼料機構に補助金の変更申請を行う。

2. 補助金の支払請求

- (1) 単協等は、下記の期限までに、前項の業務に要した経費を別紙様式第4号の2（単協～全農）「事業推進指導費実績報告書兼支払請求書」により、全農に報告・請求する。
- (2) 全農は単協・2号会員の請求額に自らが要した経費を加算し、別紙様式第4号の2（全農→基金）「事業推進指導費実績報告書兼支払請求書」により基金に請求し、基金は飼料機構に報告・請求する。
- (3) 請求する経費は、第1項で申請した費目及び金額の範囲内とする。
- (4) 各段階ごとの提出期限は下表のとおりとする。

	提出期限
① 単協 ～2号会員 (特定加入単協～全農)	令和5年4月21日
② 2号会員 ～全農	" 5月8日
③ 全農 ～基金	" 5月11日
④ 基金～飼料機構	" 5月12日

3. 補助金の交付

- (1) 基金は全農に、飼料機構から経費に対する補助金の交付を受けた日に、補助金を交付する。
- (2) 全農は2号会員及び特定加入単協に、2号会員は単協に、次の期日内において経費又は再委託費を交付する。

- ア. 全農：基金から受領後即日または翌日
- イ. 2号会員：全農から受領後5日以内

第6章 電子事務処理システム

1. 電子事務処理システムの改修

- (1) 基金は、全農が安定基金システムに、本事業の特別交付金の交付のみに使用するために必要となる改修を加える場合は、必要となる経費を支援することができる。
- (2) 全農が、(1)に係る請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。
- (3) 全農は、本事業により効用の増加した事務システム（以下「特別交付金システム」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 特別交付金システムについて、効用の増加価格が50万円以上の場合には、令和10年3月31日まで特別交付金システムを処分してはならない。
- (5) 全農は、令和10年3月31日までの期間において、特別交付金システムを処分しようとするときは、あらかじめ基金の承認を受けなければならない。
- (6) 特別交付金システムを(5)に基づき処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

第7章 実績報告

1. 特別交付金交付完了報告書及び、経費に対する補助金の実績（訂正）報告書の提出

- (1) 単協等は畜産経営者に交付した特別交付金の額及び交付対象数量について、別紙様式(5)「特別交付金交付完了報告書」を特別交付金システムで出力し、段階別に下表の期限までに報告する。
 なお、第3章第6項(3)の追加交付分の実績については、下表の「事業推進指導費実績（訂正）報告書」の期限までに報告する。
- (2) 単協等は、第5章の事業推進指導費の実績報告兼支払請求額が過大であった場合、別紙様式第5号（単協～基金）「事業推進指導費実績訂正報告書」を特別交付金システムで出力し、段階別に下表の期限までに報告し、2号会員・全農を通じて基金に過払い金額を返還する。
- (3) 基金は飼料機構に、下表の期限までに特別交付金交付完了と事業推進指導費実績を報告するとともに、全農から過払い金を受領した場合は、飼料機構に返還する。

	特別交付金交付完了報告書	事業推進指導費実績（訂正）報告書
①単協 ～2号会員	令和5年3月15日	令和5年5月末日

② 2号会員 ～全農 (特定加入単協 ～全農)	〃 3月20日	〃 6月16日
③ 全農 ～基金	〃 6月23日	〃 6月23日
④ 基金～飼料機構	〃 6月28日	〃 6月28日

- (3) 基金は、(1) (2) の実績報告書の内容について、必要に応じて単協等に照会することができるとともに、不備がある場合は修正を求めることができる。

第8章 特別交付金の返還

1. 特別交付金の返還

- (1) 単協等は、特別交付金の交付を受けた畜産経営者が、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、特別交付金の返還を受けなければならない。
- ア 令和5年度までに別表1の取組を中止した場合（ただし、取組を変更する場合又は廃業や被災等によるものであって、基金がやむを得ない事情によるものであると認めた場合はこの限りでない。）
- イ 令和5年度まで実施した要領の別表1の取組が2つに満たない場合
- ウ 虚偽の報告等により特別交付金の交付を不正に受けた場合
- (2) 単協等は(1)の返還額を基金に返還し、基金は当該返還額を飼料機構に返還する。

第9章 その他

1. 証拠書類の整理保管

- (1) 単協等は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておくものとし、その保管期間は、令和9年度末までとする。

2. 損害額の返還

- (1) 単協等は、特別交付金及び経費に対する補助金の目的外使用や、不正な経理等による損害が生じた場合、飼料機構及び基金と対応を協議の上、損害額と同額を返還しなければならない。

3. 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 全農は、基金に対して第5章第1項の経費補助を申請するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請する。

ただし、当該申請書の提出時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明ら

かでない場合は、減額して申請する必要はない。

(2) 全農は(1)のただし書により減額しないで申請をした場合において、第7章の事業推進指導費実績報告書を提出するに当たって、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該実績報告額から減額して報告する。

(3) 全農は(1)のただし書により減額しないで申請をした場合において、第7章の事業推進指導費実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第8号(全農～基金)「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書」を速やかに基金に提出するとともに、その金額(前項の規定により減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額)を基金に返還し、基金は飼料機構に返還する。

また、(1)のただし書により減額しないで申請をした場合において、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について令和6年6月30日までに、同様式により基金に報告しなければならない。

附 則

1. この事務処理要領の制定および変更は、理事長が決定する。
2. この事務処理要領は、飼料機構の理事長の承認があった日から施行する。